

処分基準

No.	項目	内容
①	処分名	産業廃棄物収集運搬業許可取消処分
②	法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
③	法令番号	昭和45年法律第137号
④	根拠条項	第14条の3の2第1項
⑤	処分権者	知事又は保健所長(委任先)
⑥	法令の定め	<p>第14条の3の2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第14条第5項第2号イ(第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)又は第14条第5項第2号ロ若しくはハに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第14条第5項第2号ハからホまで(同号イ(第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)又は第14条第5項第2号ロに係るものに限る。)に該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第14条第5項第2号ハからホまで(同号イ(第7条第5項第4号ニに係るものに限る。)に係るものに限る。)に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第14条第5項第2号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。))。</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いと、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第14条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第14条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>
⑦	処分基準	平成23年3月15日付け環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について」のとおり(別紙参照)
⑧	問合せ	<p>環境部循環型社会推進課産業廃棄物担当 (電話)075-414-4717</p> <p>乙訓保健所環境衛生室環境担当 (電話)075-933-1341</p> <p>山城北保健所環境室廃棄物対策担当 (電話)0774-21-2913</p> <p>山城南保健所環境衛生室環境担当 (電話)0774-72-4303</p> <p>南丹保健所環境衛生室環境担当 (電話)0771-62-4755</p> <p>中丹西保健所環境衛生室環境担当 (電話)0773-22-6383</p> <p>中丹東保健所環境衛生室環境担当 (電話)0773-75-1156</p> <p>丹後保健所環境衛生室環境担当 (電話)0772-62-1361</p>
⑨	備考	

環廃産発第110310002号

平成23年3月15日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の3（同法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、第14条の3の2（同法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、第15条の2の7（改善命令を除く。）及び第15条の3に係る法定受託事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する法定受託事務の処理に当たりよべき基準は別紙のとおりであるので、違反行為等に対して、本基準に基づき厳正かつ迅速な行政処分を行われたい（なお、本通知の発出時点において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）は未だ全部施行されていないが、本通知においては、同法による改正後の条文に基づいて記載しているので注意されたい。）。

なお、貴職において、事案に応じ、本基準以上に厳格な処分を行うことは、本基準の趣旨に反するものではない旨申し添える。

おって、平成17年8月12日付け環廃産発第050812002号本職通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」は廃止する。

(別紙)

許可の取消し等の要件 (①、②の違反行為は罰条をもって記載)	処分内容
<p>① 第14条の3の2第1項第5号及び第15条の3第1項第2号 (「情状が特に重いとき」に相当) 無許可営業 (第25条第1項第1号) 不正手段による営業許可取得 (同項第2号) 無許可事業範囲変更 (同項第3号) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (同項第4号) 事業停止命令違反・措置命令違反 (同項第5号) 委託基準違反 (同項第6号) 名義貸しの禁止違反 (同項第7号) 施設無許可設置 (同項第8号) 不正手段による施設設置許可取得 (同項第9号) 施設無許可変更 (同項第10号) 不正手段による施設変更許可取得 (同項第11号) 無確認輸出 (同項第12号) 受託禁止違反 (同項第13号) 不法投棄 (同項第14号) 不法焼却 (同項第15号) 指定有害廃棄物の処理禁止違反 (同項第16号) 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (同条第2項) 委託基準違反、再委託禁止違反 (第26条第1号) 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (同条第2号) 施設無許可譲受け・無許可借受け (同条第3号) 無許可輸入 (同条第4号) 輸入許可条件違反 (同条第5号) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬 (同条第6号) 無確認輸出予備 (第27条)</p>	許可取消し
<p>② 第14条の3第1号及び第15条の2の7第3号</p>	
<p>土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反 (第28条第2号) 虚偽管理票交付 (第29条第8号) 管理票に係る勧告の措置命令違反 (同条第13号)</p>	停止90日
<p>施設使用前検査受検義務違反 (第29条第2号)</p>	停止60日
<p>保管届出義務違反 (第29条第1号 (第12条第3項又は第12</p>	

<p>条の2第3項に係る部分に限る。)) 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (同条第3号) 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (同条第4号) 管理票回付義務違反(同条第5号) 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (同条第6号) 管理票・同写し保存義務違反(同条第7号) 引受禁止違反(同条第9号) 虚偽管理票写し送付・虚偽報告(同条第10号) 電子管理票虚偽登録(同条第11号) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告(同条第12号) 処理困難通知義務違反・虚偽通知(同条第14号) 処理困難通知保存義務違反(同条第15号) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出(同条第16号) 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 (第30条第1号) 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽 届出(同条第2号) 定期検査拒否・妨害・忌避(同条第3号) 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 (同条第4号) 処理責任者等設置義務違反(同条第5号) 報告拒否、虚偽報告(同条第6号) 立入検査拒否・妨害・忌避(同条第7号) 技術管理者設置義務違反(同条第8号)</p>	<p>停止30日</p>
<p>事故時応急措置命令違反(第29条第17号)</p>	<p>応急措置に必要な期間の停止</p>
<p>その他の違反行為</p>	<p>停止10日</p>
<p>③ 第14条の3第2号及び第14条の3の2第2項並びに第15条の2の7第1号、第2号及び第15条の3第2項</p>	<p>改善に必要な期間の停止又は許可取消し(改善が不可能な場合)</p>
<p>④ 第14条の3第3号及び第15条の2の7第4号</p>	<p>停止30日</p>